

岡山市優良工事施工業者表彰基準

令和6年3月29日財政局長決裁

令和6年4月1日適用

(趣旨)

第1条 この基準は、岡山市表彰条例(昭和36年市条例第3号)第2条第2項に基づき、本市(水道局及び市場事業部を除く。)発注の建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)を施工する請負業者(以下「施工業者」という。)の施工意欲と建設技術の向上発展に資するため市長が、特に表彰すべきと認めるものについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 この基準による表彰は、本市発注の建設工事を工事請負契約に従って誠実に履行し、かつ、岡山市工事検査規程(昭和53年市訓令甲第2号)第16条に規定する工事成績評定表の評定結果(以下「工事成績評点」という。)が特に優秀な建設工事を継続施工し、他の模範となる施工業者(以下「優良工事施工業者」という。)に対して行うものとする。

(表彰対象候補者の報告)

第3条 契約課長は、施工業者が岡山市工事成績評定活用基準第6条第1項各号に該当するときは、岡山市競争入札参加資格等審査委員会(以下「委員会」という。)に対し、表彰対象候補者として報告するものとする。

(委員会の審査)

第4条 契約課長から前条の規定に基づく報告を受けた委員会は、審査の結果、当該表彰対象候補者が次の各号に定める基準に該当すると認めるときは、市長に優良工事施工業者として表彰推薦するものとする。

- (1) 工事の内容が、契約の条件に従い確実に履行されていること。
- (2) 工事の規模又は困難性によく対処していること。
- (3) 工事現場の労務管理が円滑になされ、かつ、作業の安全性が確保されていること。
- (4) 工事のコスト縮減や工期短縮に対する配慮がなされていること。
- (5) その他本市との連絡調整が適切になされていること。

2 前項の規定にかかわらず、表彰対象候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、推薦しないことができる。

(1) 当該審査の日の前年度から当該審査の日までの間に、岡山市指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止又は指名留保を受けているとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 当該審査の日までに、指名停止基準第6条により当該指名停止が解除された場合であって、審査の結果、表彰にふさわしいと認めたとき。

イ 指名停止基準第9条第1項第12号又は第13号による指名留保を受けているとき。

(2) 当該審査の日の前年度から当該審査の日までの間に、建設業法第5章の規定に基づく監督処分を受けているとき。

(3) 当該審査の日の前年度から当該審査の日までの間に、本市の請負契約の相手方として不適当であると認められる行為があったとき。

(4) その他委員会が表彰にふさわしくないと認めたとき。

（表彰の決定）

第5条 市長は、委員会から前条第1項の規定に基づく表彰推薦を受けたときは、当該優良工事施工業者の表彰を決定するものとする。ただし、表彰決定から表彰の日までの間に、当該被表彰者が前条第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、決定を取り消すことができる。

（表彰の方法）

第6条 表彰は、市長が行うものとする。

（表彰の時期）

第7条 表彰は、毎年5月又は6月に行うものとする。

（その他）

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この基準は、平成13年7月1日から施行する。

2 この基準は、この基準の施行の日以後の完成工事に係る表彰から適用する。

附 則

この基準は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の岡山市優良工事施工業者表彰基準の規定は施行日以後に完工する工事から適用し、施行日前に完工する工事については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日財政局長決裁）

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月29日財政局長決裁）

この基準は、令和6年4月1日から適用する。